

阪南市空家等管理活用支援法人の運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阪南市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第9条の規定に基づき、阪南市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準等)

第2条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項に基づく支援法人の指定に関しては、法第24条各号に列挙される業務については、現状において、行政で取り組むこととしていることから市長は指定を行わないこととする。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月13日から施行する。